

天草家保通信平成24年1月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3

電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393

ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/site/amakusa-1219>

電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



明けましておめでとうございます。
今年もよろしくお願ひします。

昨年は家畜伝染病予防法の一部改正や飼養衛生管理基準の見直しなど、家畜衛生にとって大きな変化の年となりました。本年も職員一同、どうぞよろしくお願ひいたします。



平成24年定期報告について

昨年行われた家畜伝染病予防法の改正により、「飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、（途中省略）農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない」と規定され、**毎年の定期報告が義務付けられました**。平成23年分の定期報告については昨年12月初旬までに、関係者のご協力のもと、期限内に全ての家畜所有者から報告をいただくことができました。

平成24年以降は下記の内容について、毎年2月1日の状況について報告の必要がありますので、再度、ご協力をよろしくお願い致します。

【報告の内容】

- 1 農場の平面図（次のものを明示したもの）
 - ①衛生管理区域およびその出入り口
 - ②消毒設備の設置箇所
- 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち上がった者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 3 衛生管理区域・畜舎等の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに0m²/頭羽）を記載した書面
- 5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - ①埋却用地の所在地
 - ②埋却用地が事故の所有する土地でない場合は、
 - イ）その所有者の氏名又は名称
 - ロ）当該土地の利用に関する契約の内容
 - ③埋却用地の面積・利用状況
 - ④農場から埋却地までの距離
 - ⑤埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
 - ⑥⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - ⑦その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項
- 6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取り組みの状況を記載した書面

【報告の締め切り】

- 1 牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし **4月15日**
- 2 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・七面鳥・ほろほろ鳥 **6月15日**

飼養密度とアニマルウェルフェア

今回の定期報告では、家畜の飼養密度についても報告が必要となりました。飼養密度が高くなると、ストレスが多くなり免疫力の低下をまねきます。免疫が低下すると呼吸器病や下痢といった一般感染症に罹りやすくなり、一旦、感染症が発生すると急速に広がる一因ともなります。また、牛では立っている時間が長くなることから蹄病の発生が多くなったり、鶏では弱った同居鶏をつついたりするような行動をとることから、生産性にも大きな影響を与えます。近年では家畜を広々とした快適な環境で飼育し、健康的な家畜からより安全・安心な畜産物生産を目指した取り組みも行われています。このような取り組みの一つとしてアニマルウェルフェア（動物福祉）への関心が高まっています。

アニマルウェルフェアとは？

“Animal Welfare” は日本語では、「動物福祉」と訳されます。しかし、「福祉」という言葉が日本では社会保障を示しているため、本来の「幸福」や「ストレスが無く健康であること」という考え方が十分に反映されておらず、誤解を招いています。そのため、「アニマルウェルフェア」とは「快適性に配慮した家畜の飼養管理」＝「家畜福祉」となります。

アニマルウェルフェアに基づいた飼養密度の目安

必要な飼養スペースについては、家畜の品種や体重、畜舎の構造、換気の状態、飼養方法など様々な要因で変動するため、適切な水準を一律に求めることは困難です。重要なのは飼養者が家畜を十分に観察し、飼養スペースが適切であるかを判断することです。

目安としては、体重と家畜毎の係数を掛けることで算出することが可能です。

子牛・育成牛	約0.70～3.95m ² /頭
成牛	約1.50～5.50m ² /頭
子豚（30kg前後）	約0.32m ² /頭
育成豚（70kg前後）	約0.57m ² /頭
肥育豚	約0.77m ² /頭
成豚（200kg）	約1.15m ² /頭
採卵鶏	0.43～0.55m ² /羽
ブロイラー	0.05～0.06m ² /羽

社団法人畜産技術協会 アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針より抜粋

昨年改正された飼養衛生管理基準のなかでも、「家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないようにしましょう」との規定が盛り込まれました。現在は密飼いについての具体的な基準は作られていませんが、上記の数値が参考として示されています。適切な飼養密度を心がけ、健康な家畜から安全・安心の畜産物生産を行いましょう。

所長コラム

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

日頃より家畜保健衛生行政の推進にご理解・ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年は1月に高病原性鳥インフルエンザが発生しましたが、その後は大きな伝染病の発生もなく平穏に経過しました。

しかし、一昨年4月に宮崎県で発生した本県にも大きな影響力を与えた口蹄疫は中国、台湾など近隣国では依然として発生が続いております。口蹄疫の発生は畜産経営だけでなく地域経済に深刻な影響を及ぼすことから、天草地域には1頭たりとも発生させないと強い覚悟で、昨年は7月に悪性伝染病連絡協議会を10月には防疫演習を実施し、防疫対策の徹底を日々怠らないよう努めているところです。

関係の皆様方におかれましても、昨年改正されました国の飼養衛生管理基準等に基づき、本年も引き続き消毒の徹底などの十分な対策を講じていただくようお願いいたします。

最後に今年が皆様方にとって素晴らしい年であることを祈念いたします。

アジア諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生国	発生日	畜種	型
口蹄疫	台湾	12月7日	豚	O型
高病原性鳥インフルエンザ	香港	12月13日	野鳥	H5N1亜型
	中国	12月2日	家さん	H5N1亜型
	ネパール	11月10日	家さん	H5N1亜型
低病原性鳥インフルエンザ	台湾	11月10日	家さん	H5N2亜型

H23年12月28日 現在

通
報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668